法」という。）第66条の５の３（超過利子額の損金算入）」を加え、同第11号を削り、同第12号中「又は平成31年旧措置法第66条の５の３第３項」を加え、同号㈡中「又は平成31年旧措置法第68条の89の３第７項（連結超過利子額の損金算入）」を加え、同号を同第11号とし、同第四号を同第12号とする。

別表十七(一の三)付表の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）第66条の５の３第３項から第７項まで（超過利子額の損金算入）」を加え、同第11号中「又は平成31年旧措置法第68条の89の３第７項（連結超過利子額の損金算入）」を加え、「、租税特別措置法」を「、同法」に改める。

別表十七(一の四)から別表十七(一の六)までを加える。

別表十七(三の七)の表中

| | |
|---|---|
| 所得に対する租税の負担割合<br>（別表十七(三の七)付表二「39」又は「40」） | 所得に対する租税の負担割合<br>（別表十七(三)付表二「39」又は「40」） |

に、

| | |
|---|---|
| 社等部分<br>「7」又 | 適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額<br>（別表十七(三の二)「26」、別表十七(三の三)「7」又は別表十七(三の四)「9」） |
| 割合<br>「8」又 | 請求権等勘案合算割合<br>（別表十七(三の二)「27」、別表十七(三の三)「8」又は別表十七(三の四)「10」） |
| 子会社等部分課税象金額<br>「9」又 | 課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額<br>（別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」） |

を

| | |
|---|---|
| 適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会適用対象金額<br>（別表十七(三の八)「26」、別表十七(三の九)は別表十七(三の十)「9」） |
| 請求権等勘案合算<br>（別表十七(三の八)「27」、別表十七(三の九)は別表十七(三の十)「10」） |
| 課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対<br>（別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)は別表十七(三の十)「11」） |

に改め、同表の記載要領等第11号中「別表十七(三の七)付表一「５」」を「別表十七(三)付表一「５」」に改め、同表を別表十七㈢とする。

別表十七(三の七)付表１を別表十七㈢付表１とし、別表十七(三の七)付表11を別表十七㈢付表11とし、別表十七(三の八)を別表十七(三の11)とする。

別表十七(三の九)の表中

| | |
|---|---|
| ㉑＋㉚＋㉝＋（別表十七(三の九)付表「11」＋「21」＋「39」） | ㉑＋㉚＋㉝＋（別表十七(三の三)付表「11」＋「21」＋「39」） |
| ㊵＋㊽＋㊶＋㊹＋㊷＋（別表十七(三の九)付表「31」）<br>（マイナスの場合は０） | ㊵＋㊽＋㊶＋㊹＋㊷＋（別表十七(三の三)付表「31」）<br>（マイナスの場合は０） |
| 部分適用対象損失額の当期控除額<br>（別表十七(三の九)付表「41の計」） | 部分適用対象損失額の当期控除額<br>（別表十七(三の三)付表「41の計」） |

を

に改め、同表を別表十七(三の11)とする。